伊達市公告第　　号

公　示　送　達

下記の者について、その者の住所・居所不明のため下記文書を送付することができないので、地方税法（昭和２５年７月３１日法律第２２６号）第２０条の２の規定により、下記のとおり公示送達します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申し出により交付します。

令和８年 10 月 26 日

伊達市長　須田　博行

記

○文書の種類：令和８年度　第３期　国民健康保険税（普徴）過誤納金還付通知書

No.	送達を受けるべき者の氏名
1	ＣＨＥＮ　ＣＨＥＮ
2	ＴＩＡＮ　ＬＩＮＧ

上記の住所及び氏名欄の者に送達すべき書類は、伊達市役所財務部税務収納課に保管してあるので受領してください。

また、上記の書類を受領しないときは令和８年 11 月２日をもって法律上当該書類は送達されたものとみなされます。